

## 指名停止等措置に係る苦情処理手続要領

### (対象となる措置)

第1 本手続きによる苦情処理の対象となる措置は、次に掲げるものとする。

- 一 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱」(以下「停止要綱」という。)の規定による建設工事等業者指名停止審査会において審査を行った指名停止(以下「指名停止」という。)
- 二 停止要綱の規定による建設工事等業者指名停止審査会において審査を行った警告又は注意の喚起(以下「警告等」という。)

### (指名停止の理由の明示及び苦情申立てについての教示)

第2 知事は、停止要綱第16条第1項の規定による通知において、指名停止の理由を明らかにするものとする。

- 2 知事は、指名停止又は警告等を行う場合には、当該指名停止又は警告等につき苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

### (苦情申立て)

第3 指名停止又は警告等の措置を受けた者は、当該措置について、書面(次項及び第6において「申立書面」という。)により苦情を申し立てることができる。

- 2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 申立者の商号又は名称並びに住所
- 二 申立てに係る措置
- 三 申立ての趣旨及び理由
- 四 申立ての年月日

- 3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- 一 指名停止 当該指名停止の期間内
- 二 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

### (苦情申立てに対する回答)

第4 知事は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日以内に書面により回答するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

### (苦情申立ての却下)

第5 知事は、第3第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

### (苦情処理結果の公表)

第6 知事は、第4第1項の規定による回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

(再苦情申立て)

第7 再苦情申立てに関する事項は、「山形県入札監視委員会の運営に関する事務処理要領」において定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日以降に行う指名停止及び警告等から適用する。

別紙

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者指名 殿

山形県知事

平成 年 月 日付けで申立のあったことについて、下記のとおり回答します。  
なお、この回答に不服がある場合には、この回答書を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、山形県知事に対して再苦情の申立をすることができます。

記